

岩手県市町村総合事務組合規則第16号（令和7年11月4日公布）

市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記様式第34号（第31条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例 第15条第1項 第17条第1項 第17条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができ</u>ます。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができ</u>ます（なお、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできませ</u>ん。）。ただし、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができ</u>ます（なお、その<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできませ</u>ん。） （略） 別記様式第34号（第31条関係）（裏面） （略）	別記様式第34号（第31条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例 第15条第1項 第17条第1項 第17条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができ</u>ます。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があったことを知った日から6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができ</u>ます（なお、この<u>処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできませ</u>ん。）。ただし、この<u>処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができ</u>ます（なお、その<u>裁決があったことを知った日から6月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできませ</u>ん。）。 （略） 別記様式第34号（第31条関係）（裏面） （略）

改正前	改正後
別記様式第35号（第32条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例第16条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることが出来ます</u>。また、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることが出来ます</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することが出来ます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません）</u>。ただし、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することが出来ます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません）</u>。 （略）	別記様式第35号（第32条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例第16条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることが出来ます</u>。また、この<u>処分があったことを知った日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることが出来ます</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があったことを知った日から6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することが出来ます（なお、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません）</u>。ただし、この<u>処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することが出来ます（なお、その裁決があったことを知った日から6月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません）</u>。 （略）
別記様式第35号（第32条関係）（裏面） （略）	別記様式第35号（第32条関係）（裏面） （略）

改正前	改正後
別記様式第36号（第32条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6月以内であっても、この<u>処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u>）。ただし、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます</u>（なお、その<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u>）。 （略）	別記様式第36号（第32条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があったことを知った日から</u>6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この<u>処分があったことを知った日から</u>6月以内であっても、この<u>処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u>）。ただし、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日から</u>6月以内に提起することができます（なお、その<u>裁決があったことを知った日から</u>6月以内であっても、その<u>裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u>）。 （略）
別記様式第36号（第32条関係）（裏面） （略）	別記様式第36号（第32条関係）（裏面） （略）

改正前	改正後
別記様式第37号（第32条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例第16条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6月以内であっても、この<u>処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u>）。ただし、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます</u>（なお、その<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u>）。 （略）	別記様式第37号（第32条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例第16条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、岩手県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があったことを知った日から</u>6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この<u>処分があったことを知った日から</u>6月以内であっても、この<u>処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u>）。ただし、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日から</u>6月以内に提起することができます（なお、その<u>裁決があったことを知った日から</u>6月以内であっても、その<u>裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。</u>）。 （略）
別記様式第37号（第32条関係）（裏面） （略）	別記様式第37号（第32条関係）（裏面） （略）

改正前	改正後
別記様式第38号（第33条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例 第18条第1項 第19条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>命令書を受けた日</u>の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命令書を受けた日の翌日から起算して</u>6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この<u>命令書を受けた日の翌日から起算して</u>6月以内であっても、この<u>処分の日</u>の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この<u>命令書を受けた日</u>の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して</u>6月以内に提起することができます（なお、その<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して</u>6月以内であっても、その<u>裁決の日</u>の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。 （略）	別記様式第38号（第33条関係）（表面） （略） 市町村職員退職手当支給条例 第18条第1項 第19条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>命令があったことを知った日</u>の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命令があったことを知った日から</u>6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この<u>命令があったことを知った日から</u>6月以内であっても、この<u>処分の日</u>から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この<u>命令があったことを知った日</u>の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日から</u>6月以内に提起することができます（なお、その<u>裁決があったことを知った日から</u>6月以内であっても、その<u>裁決の日</u>から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。 （略）
別記様式第38号（第33条関係）（裏面） （略） 別記様式第39号（第34条関係） （略） 下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基	別記様式第38号（第33条関係）（裏面） （略） 別記様式第39号（第34条関係） （略） 下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基

改正前	改正後
礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により通知します。 なお、この<u>通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内</u>に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。 （略） 別記様式第40号（第34条関係） （略） 下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められましたので、市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により通知します。 なお、この<u>通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内</u>に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。 （略）	礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により通知します。 なお、この<u>通知が到達した日から6月以内</u>に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。 （略） 別記様式第40号（第34条関係） （略） 下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められましたので、市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により通知します。 なお、この<u>通知が到達した日から6月以内</u>に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。 （略）

改正前	改正後
別記様式第41号（第35条関係）（表面） （略） 第20条第1項 第20条第2項 第20条第3項 第20条第4項 第20条第5項 市町村職員退職手当支給条例 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができません。</u> また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。</u>ただし、この<u>命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。</u> （略） 別記様式第41号（第35条関係）（裏面） （略）	別記様式第41号（第35条関係）（表面） （略） 第20条第1項 第20条第2項 第20条第3項 第20条第4項 第20条第5項 市町村職員退職手当支給条例 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に岩手県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。</u> また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命令があったことを知った日から6月以内に岩手県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は岩手県市町村総合事務組合管理者）提起することができます（なお、この命令があったことを知った日から6月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。</u>ただし、この<u>命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日から6月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。</u> （略） 別記様式第41号（第35条関係）（裏面） （略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に通知したこの規則による改正前の市町村職員退職手当支給条例施行規則別記様式第34号から別記様式第41号までの様式による書面は、この規則による改正後の市町村職員退職手当支給条例施行規則別記様式第34号から別記様式第41号までの様式による書面とみなす。